

内閣参質二一三第八七号

令和六年四月九日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員 浜田聡君提出 沖縄県における優遇措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出沖繩県における優遇措置に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「沖繩振興特別措置法をはじめとする沖繩関連五法等の優遇措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）等の期限切れ後の各種特例措置の在り方については、今後、同法等の施行状況を検証し、必要な検討を進めていくこととしており、現時点でお答えする段階にない。

二について

沖繩振興特別措置法等に規定された税制面での各種特例措置については、一人当たり県民所得の低さのみならず、沖繩の置かれた歴史的、地理的、社会的事情などの様々な特殊事情に起因する諸問題の解決等に向けて、特に沖繩において講じられたものと認識している。

三について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。